乱戦の果 千葉氏が町長に

過去三回十二年間、競争で工藤稲吉氏の独走体制がつづいてきた隣別町では、工藤町長の勇退による町長選挙は俄然四名の乱立によってはげしい選挙戦を展開して四回分の町長選をまとめて一挙に勝負したような形で管内でもなりゆきが注目の的でしたが

千葉俊一　一、五二八票
西野一郎　一、三六一票
林精一　七四七票
那須野斎浩　六一三票

的な支持が得られなかったこともあって断念、千葉助役が出ないのならばと白樺町から那須野氏が加わったものです。

しかし西野、林氏らにたいしては未知数の不安、那須野氏は長らく町を離れていて年令的な点もあり、助役二十年の安心のできる千葉氏の立起を促す声がおきたもので、千葉氏にすれば幸い当選すればよいが失敗すれば長年つとめてきた助役の地位も失うイチかバチかの一発勝負なので勇気のいる立起だったようですが、結果は二十年間の実績を買われて、立ちおくれながらゴール・インしたものといえます。

工藤前町長は〝吉田茂式ワンマン〟のコントロールはさけて、あとの町長は町民が選ぶべきものとして一切口出しをしなかったが、乱戦ながらも町民は安定度の高い千葉氏を責任の座にすえたものといえます

役場敷地の後始末

難しい公用廃止地と都市計画の問題

高橋町政の第一次、第二次ともきなかった最大の理由は、役場庁舎の敷地と同様に高橋氏個人の土地問題がからんでいたためで、その点について小林町長には土地の利害関係がないので率直にこの問題に対処することができそうですが

八年がかりでこの問題を解決できた助役の功績は大きいものがあります。

交換の仮契約をした上でさらに契約することの議案を議会に提出して議決を経た上で高橋氏と本契約をとり結んでから、相互に所有権の移転登記という事務手続きを完了して、そこではじめて役場敷地が町の所有地となります。

この経過が示しているように、これまでの行政ぶりがいかに不当で、これを新町長がなんとか妥当として速やかに円満解決を図るべきである」との付帯意見が決議されているように、都市計画事業の以前の問題として関係住民の耕作権にもとづく土地の問題を円満に解決しなければならないこと、大正時代から自己の所有地内に和別川が流れている関係住民の土地の問題を解決しなければならないということです。

それらの都市計画以前の問題を都市計画にからませてきたところに難航した原因があるといえましょう。

国道つぶれ地問題

昭和三十五年におこなわれた足寄駅通り国道工事にともなうつぶれ地については、関係者にたいして国からそれぞれ土地代金が支払われたことは厳然たる事実で、町にではなく関係各個人に支払われたものであることは帯広開発建設部も会計検査院もこれを証明しているのに、高橋安蔵氏らが『金よりも土地がほしい』として公用廃止地の下付をあて込んで代替地と称して違法に処分した行為は、そのまま依然として未だに改められていません。

このような状態がつづくかぎりは公用廃止地問題の解決はおよそ不可能であるばかりでなく、いよいよことしから用地買収の段階に入るといわれる白糠線鉄道問題に悪影響を及ぼすことは当然、これらの後始末をスッキリと町民のために小林町長が解決したということです。

そのキズがあるために小林町長としては改めてもう一度役場敷地問題が待ち構えており、これにどうとりくんでゆくか、町内外から注目されています。

小林町政の直面する課題

（第一面から）

役場庁舎の敷地が町のものでもなく、借りているのでもなく買うのでもなく寄附をうけるのでもないまゝに十二年を経過しているという全国にも例のない足寄町独得のこの奇妙な事態―〝町のお城〟ともいうべき役場庁舎そのものをこんなブザマな姿にしておいて町政の正常化を訴えてみたところが空念仏で、この珍現象の解消こそが新町長、新議会に課せられた当面の課題となっています。

この役場庁舎敷地一千五百坪の所有権者は前町長の高橋安蔵氏であって、昭和三十年十二月十日の町議会においてこの土地と庄内沢町有林百一町歩との交換が議決されていますが、その後高橋氏が町長となり、地方自治法が改正となり、職員の行為の制限にもとずき

制限はとかれたが

このたびの選挙によって高橋氏が町長でなくなったのでこの制限をうけなくなったし、高橋氏は昨年いらい議会でなんども『町長でなくなったら直ちに議決どおりに交換する』と言明してきたので、こんどはいよいよその実行の段階に入ることになります。

しかしその前にまだ問題点があります。というのは、問題の百一町歩の町有林は戦後開拓者のための共同放牧地として国から払い下げをうけた関係上、その目的を変更した処理について、改めて道や国のOKをとれるかどうかということで、これが小林町長に課せられたひとつの難関。

どうにかそこをパスしたとしてその後の手続きがまだ残っていることで、それは町議会での再議決が必要となります。というのは、昭和三十年当時の交換の議決は残念ながら違法、無効となっていることで、その理由は、自治法によって「自己に利害関係のある事件については、その議事に参与することができない」との規定に違反して高橋氏が議長席についていて調決したということです。

「公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない、前項に違反する行為は、これを無効とする」と規制されるに至ったので、高橋氏が町長の座にあるかぎりは交換することができない事情にありました。

振り出しにもどし

昭和三十五年十一月七日にこの十万坪の公用廃止地が町に無償で下付されたものなので、町有地であるとして町が権利を主張するのは当然ですが、しかし実際問題として空いている土地をもらったのではなく、そこには三十年も五十年も館から道の許可で使用料を払って正当に耕作してきた人々がいるのであって、その人々の意向を無視していかに議会の多数決をふりかざしてことをすすめようとしても八年がかりで解決がつかなかった実情から、問題をふり出しに戻して考え直す必要があります。

ここは堤防敷地というよりも都市計画法第九条によるほかに川地域であって、河川の維持、保護に必要がなくなった土地だから公用廃止となったもので、これを解放するとなればこれまで長年にわたって耕作してきた関係住民が優先的な対象となるのがものの順序であったのにもかかわらず、町の運動が先行して町に下付とはなったが、その運動にさいして町では関係住民にたいして「いつの日にか町に下付となっても従来どおりに使用させる」との約束をとりかわしていた事実を無視してはならないということです。

耕作権が先決問題

これらの事情、経過を理解したうえで問題にとりくまなかったのがこれまでのなりゆきで、その姿勢が変らないかぎり問題の解決は困難といえましょう。

これまではふたこと目に『都市計画の財源としてもらったのだから』と強調していたように、たしかにこれだけの大面積の土地を町に無償で下付できる法律的な根拠は都市計画法第九条によるほかには方法はないので、そのとおりだとしても、下付とともに都市計画事業が開始できる要素も条件もないところへ、その実態を調べもしないでお役所仕事で軽率に下付したために今日の事態を招いたともいえます。

十万坪を下付したというよりも〝紛争の種〟を下付したような格好となったこの事態が三年前の道議会で問題となって論議された結果、全会一致で「足寄町の公用廃止地問題は耕作者の耕作権を尊重して速やかに円満解決を図るべきである」との付帯意見が決議されているように、都市計画事業の以前の問題として関係住民の耕作権にもとづく土地の問題を円満に解決しなければならないこと、大正時代から自己の所有地内に和別川が流れている関係住民の土地の問題を解決しなければならないということです。

それらの都市計画以前の問題を都市計画にからませてきたところに難航した原因があるといえましょう。

国道つぶれ地問題

昭和三十五年におこなわれた足寄駅通り国道工事にともなうつぶれ地については、関係者にたいして国からそれぞれ土地代金が支払われたことは厳然たる事実で、町にではなく関係各個人に支払われたものであることは帯広開発建設部も会計検査院もこれを証明しているのに、高橋安蔵氏らが『金よりも土地がほしい』として公用廃止地の下付をあて込んで代替地と称して違法に処分した行為は、そのまま依然として未だに改められていません。

このような状態がつづくかぎりは公用廃止地問題の解決はおよそ不可能であるばかりでなく、いよいよことしから用地買収の段階に入るといわれる白糠線鉄道問題に悪影響を及ぼすことは当然、これらの後始末をスッキリと町民のために小林町長が解決したということです。

そのキズがあるために小林町長としては改めてもう一度役場敷地問題が待ち構えており、これにどうとりくんでゆくか、町内外から注目されています。

耕作権が先決問題

これらの事情、経過を理解したうえで問題にとりくまなかったのがこれまでのなりゆきで、その姿勢が変らないかぎり問題の解決は困難といえましょう。

これまではふたこと目に『都市計画の財源としてもらったのだから』と強調していたように、たしかにこれだけの大面積の土地を町に無償で下付できる法律的な根拠は都市計画法第九条によるほかには方法はないので、そのとおりだとしても、下付とともに都市計画事業が開始できる要素も条件もないところへ、その実態を調べもしないでお役所仕事で軽率に下付したために今日の事態を招いたともいえます。

十万坪を下付したというよりも〝紛争の種〟を下付したような格好となったこの事態が三年前の道議会で問題となって論議された結果、全会一致で「足寄町の公用廃止地問題は耕作者の耕作権を尊重して速やかに円満解決を図るべきである」との付帯意見が決議されているように、都市計画事業の以前の問題として関係住民の耕作権にもとづく土地の問題を円満に解決しなければならないこと、大正時代から自己の所有地内に和別川が流れている関係住民の土地の問題を解決しなければならないということです。

それらの都市計画以前の問題を都市計画にからませてきたところに難航した原因があるといえましょう。

国道つぶれ地問題

昭和三十五年におこなわれた足寄駅通り国道工事にともなうつぶれ地については、関係者にたいして国からそれぞれ土地代金が支払われたことは厳然たる事実で、町にではなく関係各個人に支払われたものであることは帯広開発建設部も会計検査院もこれを証明しているのに、高橋安蔵氏らが『金よりも土地がほしい』として公用廃止地の下付をあて込んで代替地と称して違法に処分した行為は、そのまま依然として未だに改められていません。

このような状態がつづくかぎりは公用廃止地問題の解決はおよそ不可能であるばかりでなく、いよいよことしから用地買収の段階に入るといわれる白糠線鉄道問題に悪影響を及ぼすことは当然、これらの後始末をスッキリと町民のために小林町長が解決したということです。

そのキズがあるために小林町長としては改めてもう一度役場敷地問題が待ち構えており、これにどうとりくんでゆくか、町内外から注目されています。

春陽が招く！
観光足寄の新名所！
芽登温泉
―湯治のお客さま歓迎―
足寄町　電話　芽登二八五番

技術に生きるキ
テレビ
ラジオ
ステレオ
レコード
ミネデン
有限会社
足寄駅前　電話142番

イリノの刈払機　39,000円
日立の刈払機　44,000円
造林用刃物植付鍬
日本一　北の神印鎌　当麻鎌
マキタ　日立　電動工具
有限会社　鈴木鋸刃物店
足寄町大通り　電話307番

稲、麦、草刈りはもちろん地ごしらえにも万能機！